

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学人権委員会規程</b> (平成16年達示第147号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第9条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に、当該部局における同和問題等人権問題及びハラスメント問題(以下「人権問題等」という。)の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2 部局人権委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該部局が定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、部局が必要と認めるときは、複数の部局が共同して一の部局人権委員会を設置することができる。この場合において、前項中「当該部局が」とあるのは、「関係部局の協議に基づき」と読み替えるものとする。</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第10条 部局の長(事務本部にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局人権委員会)</p> <p>第9条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。)に定める施設等をいう。)並びに<u>教育研究推進本部、経営企画本部</u>、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に、当該部局における同和問題等人権問題及びハラスメント問題(以下「人権問題等」という。)の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第10条 部局の長(<u>教育研究推進本部及び経営企画本部</u>にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学カウンセリングセンター規程</b> (平成16年達示第58号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 カウンセリングセンターは、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の助言等に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 カウンセリングセンターは、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の助言等に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) } (略)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員等からの相談等の対応</p> <p>(6) } (略)</p> <p>2</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、京都大学人権委員会ハラスメント専門委員会、<u>事務本部</u>又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における個人情報の保護に関する規程</b></p> <p>(平成17年達示第1号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 保有個人情報を取り扱う研究科、地球環境学堂、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)又は<u>事務本部</u>の課、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員等からの相談等の対応</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、京都大学人権委員会ハラスメント専門委員会、<u>教育研究推進本部</u>、<u>経営企画本部</u>又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 保有個人情報を取り扱う研究科、地球環境学堂、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)又は<u>教育研究推進本部</u>若しくは<u>経営企画本部</u>の課、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に保護管理者を置き、当該部局の長<u>(医療技術短期大学部にあつては、部長。以下同じ。)</u>をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における法人文書の管理に関する規程</b> (平成12年達示第12号)</p> <p>(前 略) (文書管理者)</p> <p>第12条 研究科(地球環境学堂を含む。)、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)<u>又は事務本部の課、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)</u>に文書管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p>(文書管理者)</p> <p>第12条 研究科(地球環境学堂を含む。)、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)<u>又は教育研究推進本部若しくは経営企画本部の課、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)</u>に文書管理者を置き、当該部局の長(医療技術短期大学部にあっては、部長。以下同じ。)をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程</b> (平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (略) (4) } (5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科(地球環境学堂を含む。)、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに事務本部及び宇治地区事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>(7) } (略) (8) } (中 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (同 左) (4) } (5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科(地球環境学堂を含む。)、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに<u>教育研究推進本部、経営企画本部及び宇治地区事務部並びに医療技術短期大学部</u>をいう。</p> <p>(7) } (同 左) (8) }</p>

改 正 前	改 正 後																																						
<p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長（<u>事務本部</u>にあつては、総務担当の理事）をもって充てる。</p> <p>2 部局情報セキュリティ責任者は、当該部局の情報セキュリティに関する権限と責任を有する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>厚生補導担当の副学長の職務を定める規程</b> (平成10年達示第19号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し<u>事務本部</u>職員を指揮監督するものとする。  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員給与規程</b> (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略)</p> <p>別表第9 俸給の特別調整額表 (第12条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>事務本部及び部局事務部</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長及び事務部長</td> <td style="text-align: right;">100,000 円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(総長が指定するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>課長及び事務長</td> <td style="text-align: right;">65,000 円</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td style="text-align: right;">65,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p>	職名	支給額	備考		(略)		<u>事務本部及び部局事務部</u>			部長及び事務部長	100,000 円	(総長が指定するものに限る。)	課長及び事務長	65,000 円	室長	65,000 円		(略)		<p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長（<u>教育研究推進本部及び経営企画本部</u>にあつては総務担当の理事、<u>医療技術短期大学部</u>にあつては部長。）をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し<u>教育研究推進本部</u>職員を指揮監督するものとする。</p> <p>別表第9 俸給の特別調整額表 (第12条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 30%;">給額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>教育研究推進本部、経営企画本部及び部局事務部</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長及び事務部長</td> <td style="text-align: right;">100,000 円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(総長が指定するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>課長及び事務長</td> <td style="text-align: right;">65,000 円</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td style="text-align: right;">65,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給額	備考		(同 左)		<u>教育研究推進本部、経営企画本部及び部局事務部</u>			部長及び事務部長	100,000 円	(総長が指定するものに限る。)	課長及び事務長	65,000 円	室長	65,000 円		(同 左)	
職名	支給額	備考																																					
	(略)																																						
<u>事務本部及び部局事務部</u>																																							
部長及び事務部長	100,000 円	(総長が指定するものに限る。)																																					
課長及び事務長	65,000 円																																						
室長	65,000 円																																						
	(略)																																						
職名	給額	備考																																					
	(同 左)																																						
<u>教育研究推進本部、経営企画本部及び部局事務部</u>																																							
部長及び事務部長	100,000 円	(総長が指定するものに限る。)																																					
課長及び事務長	65,000 円																																						
室長	65,000 円																																						
	(同 左)																																						

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</b> (平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略) (部局の長の責務)</p> <p>第4条 各研究科(地球環境学堂を含む。)、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)並びに<u>事務本部</u>、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部(以下「部局」という。)の長(事務本部にあっては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあっては部長。以下同じ。)は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学学内掲示等規程</b> (昭和23年告示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 掲示を行おうとするときは、<u>事務本部</u>に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行なう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学学内集会規程</b> (昭和26年達示第2号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 集会の主催者は、<u>事務本部</u>を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。</p> <p>継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 各研究科(地球環境学堂を含む。)、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)並びに<u>教育研究推進本部</u>、<u>経営企画本部</u>、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部(以下「部局」という。)の長(教育研究推進本部及び経営企画本部にあっては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあっては部長。以下同じ。)は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>第3条 掲示を行おうとするときは、<u>教育研究推進本部</u>又は<u>経営企画本部</u>に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行なう。</p> <p>第4条 集会の主催者は、<u>教育研究推進本部</u>又は<u>経営企画本部</u>を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。</p> <p>継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学学内団体規程</b> (昭和26年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、<u>事務本部</u>を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもって又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、<u>事務本部</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。</p> <p>前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学寄附金事務取扱規程</b> (平成16年達示第99号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、<u>各センター</u>(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。) <u>及び事務本部</u>をいう。</p> <p>(受入れの条件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(<u>事務本部</u>にあっては総長。以下同じ。)に提出するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学安全衛生管理規程</b> (平成16年達示第118号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) }</p>	<p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、<u>経営企画本部</u>を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもって又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、<u>教育研究推進本部</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。</p> <p>前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。) <u>並びに教育研究推進本部及び経営企画本部</u>をいう。</p> <p>(受入れの条件)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(<u>教育研究推進本部及び経営企画本部</u>にあっては、<u>総長</u>。以下同じ。)に提出するものとする。</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(4) 部局等 各研究科（地球環境学堂を含む。）、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに<u>事務本部</u>に置く部、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学毒物及び劇物管理規程</b> （平成11年達示第1号）</p> <p>（前 略）</p> <p>第3条 この規程において「部局」とは、各研究科（地球環境学堂を含む。）、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節（第51条を除く。）に定める施設等をいう。）、<u>事務本部</u>及び医療技術短期大学部をいう。</p> <p>（部局の長の責務）</p> <p>第4条 部局の長は、当該部局における毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理を総括するとともに、毒劇物の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学自家用電気工作物保安規程</b> （昭和46年達示第18号）</p> <p>（前 略）</p> <p>第4条 部局（各研究科（地球環境学堂を含む。）、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。）及び<u>事務本部</u>（全学共通施設を含む。）をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長が管理するものとする。</p> <p>（後 略）</p>	<p>(4) 部局等 各研究科（地球環境学堂を含む。）、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに<u>教育研究推進本部及び経営企画本部</u>に置く部、宇治地区事務部<u>並びに</u>三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>第3条 この規程において「部局」とは、各研究科（地球環境学堂を含む。）、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節（第51条を除く。）に定める施設等をいう。）、<u>教育研究推進本部、経営企画本部</u>及び医療技術短期大学部をいう。</p> <p>（部局の長の責務）</p> <p>第4条 部局の長（<u>教育研究推進本部及び経営企画本部</u>にあつては総務担当の理事、<u>医療技術短期大学部</u>にあつては部長。以下同じ。）は、当該部局における毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理を総括するとともに、毒劇物の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p>第4条 部局（各研究科（地球環境学堂を含む。）、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。）<u>並びに教育研究推進本部及び経営企画本部</u>（全学共通施設を含む。）をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（<u>教育研究推進本部及び経営企画本部</u>にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学排水・廃棄物管理等規程</b> (昭和54年達示第11号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)、<u>事務本部及び医療技術短期大学部</u>をいう。</p> <p>(総括者等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(医療技術短期大学部にあつては、<u>部長</u>。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)、各研究所、附属図書館、医学部附属病院<u>及び各センター</u>(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)<u>並びに教育研究推進本部及び経営企画本部並びに医療技術短期大学部</u>をいう。</p> <p>(総括者等)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>(部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(<u>教育研究推進本部及び経営企画本部</u>にあつては<u>総務担当の理事</u>、医療技術短期大学部にあつては部長。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規定は、平成17年11月29日から施行し、平成17年11月1日から適用する。</p>